

## 第13期武蔵野市環境市民会議について

## 1 武蔵野市環境市民会議及び環境基本計画について

「環境市民会議」は、「武蔵野市環境基本条例」に基づき、武蔵野市の環境の保全に関する基本的事項について調査、審議するために設置された機関である。

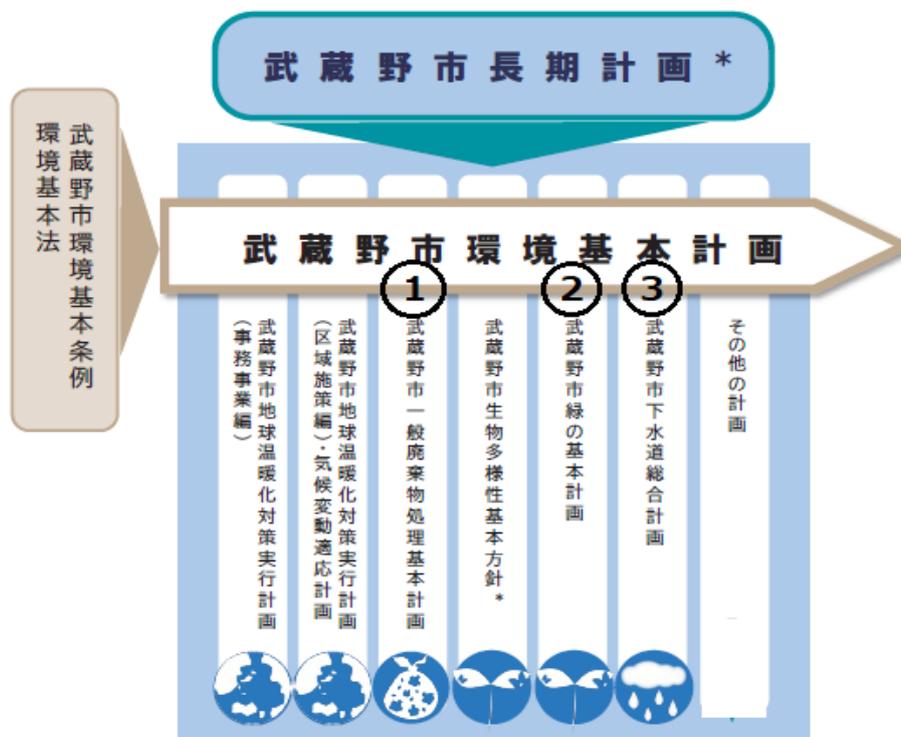
<武蔵野市環境基本条例より抜粋>

第16条 市の環境の保全に関する基本的事項について調査し、及び審議するため、市長の付属機関として、市民、事業者等により構成する武蔵野市環境市民会議（以下「市民会議」という。）を置く。

2 市民会議は、次に掲げる事項を調査し、及び審議する。

- (1) 環境基本計画に関すること。
- (2) 年次報告書に関すること。
- (3) その他環境の保全についての基本的事項に関すること。

3 市民会議の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。



【参考】環境部各課（環境政策課除く）が所管する計画の策定状況

ア：計画期間 イ：策定過程における市民参加

## ① 武蔵野市一般廃棄物処理基本計画（ごみ総合対策課）

ア 計画期間 令和5年度から令和14年度まで

イ 廃棄物に関する市民会議、パブリックコメント

## ② 武蔵野市緑の基本計画（緑のまち推進課）

ア 計画期間：令和元年度から令和10年度まで

イ 緑化・環境市民委員会、緑の基本計画検討委員会、市民ワークショップ、市民アンケート、オープンハウス、パブリックコメント

## ③ 武蔵野市下水道総合計画（下水道課）

ア 計画期間 令和5年度から令和24年度まで

イ 武蔵野市下水道総合計画見直し及び下水道事業経営の在り方等検討委員会、パブリックコメント

## 2 第13期の活動内容について（案）

### （1）第5期環境基本計画の中間評価の実施（令和7年度）

第5期環境基本計画の計画期間は令和3年度から令和12年度である。計画中間期にあたる令和7年度（計画5年目）に、中間評価の実施を検討する。あわせて、計画の見直しを要する社会情勢の変化の有無についても確認を行う。

### （2）各個別計画に対する意見提案

環境方針に係わる各個別計画等の策定を行う際には、環境施策を横断的に取り扱う環境基本計画に基づき、関連する他の計画や方針等における視点から計画案等に対し、意見交換や提案を行う。

### （3）市の環境施策（第六期長期計画調整計画）の紹介及び施策に対する意見提案

・・・[参考1](#)参照

### （4）視察について・・・[参考2](#)参照

### （5）スケジュール

#### ①会議

- ・第1回 令和6年3月11日 第13期の活動について、生きもの調査について 他
- ・第2回 令和6年6月下旬 地域における要支援動物の相談支援事業について 他
- ・第3回 令和6年8月下旬 年次報告書（報告） 他
- ・第4回以降 委員の要望や事務局の提案等により内容を決定

#### ②その他

- ・令和6年夏（希望制） 生きもの調査 市民参加イベント
- ・実施時期未定（希望制） エコreゾート見学、  
エコアクション及び地球温暖化対策実行計画 解説
- ・実施時期未定（希望制） 視察
- ・令和7年度初頭 生きもの調査実施報告